

答 申 書
(答 申 第 323 号)
令和2年(2020年)10月30日

審査会の結論

北海道警察本部長が、特定の警察職員に対し行った監督上の措置に関する文書について、存否を明らかにしない決定処分を行ったことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇〇年〇月〇日付、札幌方面〇〇警察署長警視〇〇が、同署〇〇課〇〇（当時）〇〇に対し行った監督上の措置（〇〇）に関する次の文書

- ・ 〇〇警察署長又はその配下職員が、北海道警察本部に対し、当該措置の対象となった行為事実の発生及びその経緯を報告した標目不詳の文書
- ・ 懲戒処分上申書又はこれに相当する文書
- ・ 北海道警察本部長又はその配下職員が、当該措置の対象となった行為事実を認定するに至る経緯及び当該措置を執るべき意思の決定に至る経緯を記録した標目不詳の文書
- ・ 北海道警察本部長又はその配下職員が、〇〇警察署長に対し、当該措置を執るべきことを命じた標目不詳の文書
- ・ 〇〇警察署長又はその配下職員が、北海道警察本部に対し、当該措置を執ったことを報告した標目不詳の文書
- ・ 北海道警察本部の監察官室及び地域部に属する職員が作成した、本件一切に係る電話通信用紙
- ・ 〇〇警察署の警務課及び地域課に属する職員が作成した、本件一切に係る電話通信用紙

である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の年月日に特定の個人が監督上の措置を受けたかどうかを答えることとなり、特定の個人の名誉が侵害されると認められることから、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第12条に該当するとして、令和元年12月25日付け道本監（庶）第643号により、公文書の存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取り消す裁決を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第12条の該当性について

ア 条例第12条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

同条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限って行うものとし、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないようにすることが必要である。

イ そこで、本件開示請求の内容について、本件公文書の存否を明らかにした場合に、特定個人の名誉が侵害されることになるのかを検討し、本件処分を決定したことの妥当性を判断することとする。

ウ 実施機関は、本件開示請求は、特定の年月日に特定の個人が受けたとする監督上の措置に関する公文書の開示を求めるものであり、当該公文書が存在しているかどうかを答えることは、当該事実があったかどうかを答えることと同様の結果となると主張する。

また、一般に、特定の個人が監督上の措置を受けたかどうかについては、個人のプライバシーに関する情報であり、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害されると認められると主張する。

エ 当審査会としてこれらのことを踏まえ、以下のとおり判断する。

請求人は、特定の年月日に特定の個人に対して行われた監督上の措置に関する文書の開示を求めているが、仮に、当該文書が存在するならば、当該文書には、特定個人の非違行為等を戒めるために行われた事実に係る情報が含まれており、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められる。

また、処分の決定にあたり、本件開示請求に係る公文書を実施機関が保管している場合には、非開示決定処分を行い、保管していない場合には、不存在通知処分を行うことになれば、開示請求に応答するだけで、特定の個人が監督上の措置を受けたかどうか明らかになると認められる。

したがって、本件開示請求に係る公文書が存在するかどうかを答えるだけで、監督上の措置があったか否かが明らかとなり、特定の個人の名誉が侵害されるとして、存否を明らかにしないこととした実施機関の本件処分は妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、本件開示請求は、被措置者自身が、その意思によって行うものであり、条例第 12 条に規定する特定の個人の名誉が侵害されると認められる場合には該当せず、同規定を理由とした本件処分には理由がないと主張する。

しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても開示請求を認めており、開示決定等の判断にあたっては、請求人が知り得ている情報を基にした開示請求である場合も含め、開示請求者の立場、請求に至る背景事情などは何ら考慮されないものであるから、監督上の措置を受けた者が請求人と同一人物であることを理由とする請求人の主張を認めることはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和 2 年 6 月 18 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 629） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し）の提出
令和 2 年 7 月 16 日	○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
令和 2 年 8 月 20 日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和 2 年 10 月 19 日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和 2 年 10 月 27 日 （第 104 回全体会）	○ 答申案審議
令和 2 年 10 月 29 日	○ 答申